

葬 祭 監 第 1 1 号
平成 2 3 年 1 2 月 2 1 日

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合
管 理 者 小 坂 泰 久 様

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合

監査委員 大 川 靖 男

監査委員 広 瀬 義 積

平成 2 3 年度定期監査の結果に関する報告書の提出について

地方自治法第 1 9 9 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づき、平成 2 3 年度定期監査を執行したので、その結果を同条第 9 項の規定により別紙のとおり提出します。

平成23年度 定期監査報告書

1. 監査実施月日 平成23年11月29日(火)
2. 監査実施場所 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合 会議室
3. 監査の対象 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合の事務全般
(平成23年4月～9月)

4. 監査の主眼及び方法

(1) 監査を実施するにあたって、地方自治法第199条第1項の定めるところにより、財務に関する事務の執行及び特別地方公共団体の経営にかかる事業の管理が、同法第2条第7項(法律の定めるところにより、その事務を処理する。)、第14項(地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。)及び第15項(地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。)の規定の趣旨に沿って行われているかどうか、また予算の計画的、効率的な執行が適正かつ効率的に行われているかどうか、斎場の使用料金等公金の具体的な取扱いが適正かどうか、並びに管理全般について具体的に適切かどうかを主眼として実施しました。

(2) 審査に当たっては、「佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合監査基準(平成10年葬祭組合監査委員訓令第1号)」に準拠して、試査による照合、質問、分析等について、通常実施すべき手続きを選択適用して行いました。

質問には、これまでの例月出納検査、定期監査及び決算審査の結果を参考にし、関係職員から説明を聴取したうえで伝票及び起案関係書類を確認して行いました。

5. 予算執行状況等

別添、定期監査資料のとおりです。

6. 監査の結果及び意見

(1) 総括

平成23年度上半期の予算の執行並びに事務処理について監査を執行したところ、出納部門及び斎場の使用料金等公金の管理全般において適正に処理されていました。

また、その他の監査対象事務事業についても適正に処理されていることを認めました。

(2) 要望・留意事項

平成23年度における予算の執行及び事業の運営は、適正であり、効率的に行われていると認められますが、今後の組合の事業について、次の事項を踏まえて更なる改善を要望します。

中長期施設維持管理等について

斎場施設の修繕等については、検証を行いながら維持管理に努めています。しかしながら、斎場の利用件数の増加及び経年劣化等により、特に、炉設備については、大規模な修繕の必要が生じているようです。

将来的に適切な維持管理を図る観点から、既存の「中長期施設維持管理及び修繕計画」に基づいて、引き続き進行管理及び検証を行う必要があります。そのうえで計画的な修繕等を行うようにしてください。

斎場の使用料の見直し及び霊柩車の運行等に関する検討について

現在の斎場使用料は、平成8年7月の開設当初に設定されています。その後、平成17年7月に組合外の火葬料金及び待合室使用料金が改定されています。平成23年9月からは第3告別室特別使用料金が新設されています。

今後は、従来の視点のみにとらわれることなく、斎場の各種使用料について、受益と負担の在り方に関して合理的な観点から研究し、検討を行う必要があります。

また、今後も安定した斎場運営を図る観点から、霊柩車の運行の在り方等については、調査研究結果を報告するようにしてください。

安全管理体制の充実について

平成23年3月11日に発生した東日本大震災を契機として、安全管理体制や防災計画等の見直しが求められています。

組合においては、以前から緊急時の安全管理体制を定めてあり、例年、定期的に防災訓練を実施しています。

しかしながら、斎場施設には、昼夜を問わず、利用者が滞在しています。常に施設利用者の安全確保が最優先という観点から、特に夜間時の地震や停電等の対応及び緊急時の操作マニュアル等を含めた安全管理体制について、更に見直しを図ってください。

また、内部研修等を活用して、すべての職員が疑似体験しながら習得するなど、安全管理体制の一層の強化充実を求めます。